## 私学助成の充実強化等に関する意見書

私立高等学校等(高等学校、中等教育学校、中学校、小学校及び幼稚園)は、 建学の精神に基づき、特色ある教育を展開し、公教育の発展に大きな役割を果 たしている。

しかしながら、私立学校が時代や社会の要請に応じた新しい教育を実施するためには、これまで以上の経費を必要とするが、現実には授業料の改定は甚だ難しい状況にあり、少子化の影響もあり、私立高等学校等の経営は、重大なる局面を迎えている。

さらには、「高等学校等就学支援金」制度の実施により、私立高等学校に学ぶ 生徒の授業料負担の軽減が図られたものの、公私間の格差はむしろ拡大し、都 道府県間では新たな格差も生じており、子供たちの学校選択の自由、教育の多 様性や機会均等を保障する意味からこの改善は喫緊の課題である。

また、東日本大震災の教訓から、学校施設の耐震化は急務であり、わが国の将来を担う子供たちの安心、安全は国の責務として、耐震化の停滞している私立学校に対するさらなる支援が必要である。

我が国の公教育の将来を考えるとき、公私相まっての教育体制が維持されて こそ、健全な発展が可能となり、個性化、多様化という時代の要請にも応え得 るものである。

そのためには、私立学校振興助成法第1条に規定するとおり、教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立高等学校等の経営の健全性を高めていくことが強く求められている。

よって、国におかれては、私立高等学校等の教育の重要性を認識し、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持され一層の充実を図られるとともに、私立学校施設耐震化への補助の拡充など私立学校の教育環境の整備充実や「高等学校等就学支援金」制度の拡充改善を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 森 田 英 二

衆議院議長長 長 内閣総理大臣 財務 大臣 臣 臣 臣 臣 臣 臣 臣

様